

## 体育施設優先使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる条例（以下「各施設条例」という。）に基づき行われる体育施設（体育文化館のホールを除く。以下同じ。）の使用（指定管理者が管理する体育施設の利用を含む。以下同じ。）に関し、その優先使用希望の申請について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 佐世保市総合グラウンド条例（昭和45年条例第15号）
- (2) 佐世保市体育文化館条例（昭和58年条例第13号）
- (3) 佐世保市温水プール条例（昭和62年条例第6号）
- (4) 佐世保市東部スポーツ広場条例（平成5年条例第30号）
- (5) 佐世保市北部ふれあいスポーツ広場条例（平成8年条例第45号）
- (6) 佐世保市吉井地区及び世知原地区体育施設条例（平成16年条例第88号）
- (7) 佐世保市宇久地区体育施設条例（平成17年条例第114号）
- (8) 佐世保市小佐々地区体育施設条例（平成17年条例第115号）
- (9) 佐世保市江迎地区体育施設条例（平成21年条例第83号）
- (10) 佐世保市鹿町地区体育施設条例（平成21年条例第84号）

(優先使用希望申請ができる行事及び時期)

第2条 体育施設の予約は、使用希望日（複数日にわたる場合はその初日。以下同じ。）の前年度の1月若しくは2月に行う専用(大会)利用予約のための日程調整会（宇久地区体育施設及び江迎地区体育施設を除く。）又は使用希望日の前月から予約可能な練習使用予約等において申込みを受けて調整して決定することを原則とするが、別表1に掲げる行事に限っては、それぞれ同表に掲げる時期に優先使用希望申請ができるものとする。

(優先使用希望の申請)

第3条 体育施設の優先使用を希望する者は、別表2に掲げる区分に応じた手続きに従い、申請を行うものとする。

- 2 前項の規定による優先使用希望の申請は、使用希望日の前年度の11月30日までに行わなければならない。

(優先希望使用申請の承認決定等)

第4条 教育委員会又は指定管理者は、前条の規定により優先使用希望申請が

あった場合は、これを承認又は承認しないことを決定するものとする。

- 2 前項の場合において、教育委員会又は指定管理者は、別表3に掲げる基準によって、当該決定を行うものとする。ただし、教育委員会又は指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(優先使用希望承認書の交付)

第5条 教育委員会は、優先使用希望の承認を決定したときは、速やかに優先使用希望承認書(様式2)を優先使用を希望した者に交付するものとする。

- 2 指定管理者は、優先使用希望の承認を決定したときは、速やかに指定管理者の定める承認書を優先使用を希望した者に交付するものとする。

(使用許可申請書の提出時期)

第6条 前条第1項の規定により優先使用希望の承認を受けた者は、使用希望日の属する月の2月前の月の末日までに、各施設条例に定められた使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定により優先使用希望の承認を受けた者は、使用希望日の属する月の2月前の月の末日までに、各施設条例に定められた使用許可申請書を、指定管理者に提出しなければならない。

(使用の中止又は変更)

第7条 第5条第1項の規定により優先使用希望の承認を受けた者が、当該体育施設の使用を中止し、又は内容を変更しようとするときは、速やかに体育施設優先使用希望(中止・変更)届出書(様式3)を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 第5条第2項の規定により優先使用希望の承認を受けた者が、当該体育施設の使用を中止し、又は内容を変更しようとするときは、速やかに指定管理者が定める届出書を指定管理者に届け出なければならない。

(優先使用希望承認の取消等)

第8条 教育委員会及び指定管理者は、偽りその他不正な手段により優先使用希望の承認を受けた者に対して、その優先使用希望承認の取消又は制限若しくは停止を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

	行事	申請できる時期
1	各地域・国での予選大会・選考会を経て開催されるスポーツ国際大会	使用希望日の 3 年前の日から
2	各地区ブロック予選・県大会予選を経て開催されるスポーツ全国大会	
3	各地区ブロック予選・県大会予選を経て開催されるスポーツ西日本ブロック大会及び九州大会	使用希望日の 2 年前の日から
4	スポーツ競技以外の全国大会以上の大会及び行事	
5	開催により多数の宿泊者があり、本市に経済的な波及効果が見込まれる行事	
6	上記以外の九州大会以上の大会及び行事	使用希望日の 1 年 6 月前の日から
7	佐世保市長、長崎県知事、佐世保市議会議員、長崎県議会議員、衆議院議員及び参議院議員の選挙開票	使用希望日の 3 年前の日から
8	佐世保市民体育祭	
9	佐世保市小学校体育大会	
10	佐世保市中学校体育大会（新人戦は除く）	
11	ながさき県民総スポーツ祭（長崎県民体育大会、長崎県民スポーツ・レクリエーション祭）	
12	長崎県中学校総合体育大会	
13	長崎県高等学校総合体育大会	
14	市又は教育委員会が主催する全市的な公共性の高い行事	
15	教育委員会又は公益財団法人佐世保市スポーツ協会が主催するスポーツに関する大会、講習会及び講演会	
16	その他教育委員会又は指定管理者が特に認める行事（指定管理者が認める場合にあつては、事前に教育委員会と協議したものに限る。）	

別表 2 (第 3 条関係)

優先使用希望する体育施設	提出書類	提出先
吉井地区体育施設 世知原地区体育施設 宇久地区体育施設 江迎地区体育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先使用希望申請書(様式1)</li> <li>・当該体育施設を優先して使用しなければならぬ理由を明記した資料(行事規模や参加人数、市内宿泊予定者数等がわかる資料等)</li> </ul>	教育委員会
総合グラウンド 体育文化館 温水プール 東部スポーツ広場 北部ふれあいスポーツ広場 小佐々地区体育施設 鹿町地区体育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者が定める申請書</li> <li>・当該体育施設を優先して使用しなければならぬ理由を明記した資料(行事規模や参加人数、市内宿泊予定者数等がわかる資料等)</li> </ul>	当該体育施設の指定管理者

別表 3 (第 4 条関係)

<p>第 1 優先する行事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐世保市長、長崎県知事、佐世保市議会議員、長崎県議会議員、衆議院議員及び参議院議員の選挙開票</li> <li>・ 佐世保市民体育祭</li> <li>・ 佐世保市小学校体育大会</li> <li>・ 佐世保市中学校体育大会（新人戦は除く）</li> <li>・ ながさき県民総スポーツ祭（長崎県民体育大会、長崎県民スポーツ・レクリエーション祭）</li> <li>・ 長崎県中学校総合体育大会</li> <li>・ 長崎県高等学校総合体育大会</li> </ul>
<p>第 2 優先する行事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地域・国での予選大会・選考会を経て開催されるスポーツ国際大会</li> <li>・ 各地区ブロック予選・県大会予選を経て開催されるスポーツ全国大会</li> <li>・ 市又は教育委員会が主催する全市的な公共性の高い行事</li> <li>・ 教育委員会又は公益財団法人佐世保市スポーツ協会が主催するスポーツに関する大会、講習会及び講演会</li> <li>・ 教育委員会又は指定管理者が特に認める行事</li> </ul>
<p>第 3 優先する行事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地区ブロック予選・県大会予選を経て開催されるスポーツ西日本ブロック大会及び九州大会</li> <li>・ スポーツ競技以外の全国大会以上の大会及び行事</li> </ul>
<p>第 4 優先する行事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他九州大会以上の大会及び行事</li> </ul>

備考 第 2 優先する行事から第 4 優先する行事までの項において、その同一優先の行事が互いに競合する場合には、次の各号に掲げる基準によって、優先する行事を決定する。

- (1) スポーツ行事を優先
- (2) 体育施設を複数使用する行事を優先
- (3) 行事開催により多数の宿泊者があるなど、市に経済的な波及効果があると見込まれる行事を優先